

一般社団法人 全国知的障害者施設家族会連合会

第12回全国大会福岡

『「新しい施設」を語ろう
当事者の笑顔輝く日のために』



- ◇と き 平成28年10月18日(火)～19日(水)
- ◇ところ ホテルセントラーザ博多

主 催

一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会
福岡県知的障害者施設保護者会連合会

全国大会福岡 開催テーマ

『「新しい施設」を語ろう 当事者の笑顔輝く日のために』

《目 次》

主 催 者 挨 拶	1
福 岡 県 知 事 祝 辞	2
福 岡 市 長 祝 辞	3
開 催 要 綱	4
基 調 講 演	6
シ ン ポ ジ ウ ム	10
厚 生 労 働 省 講 演	14
全 員 参 加 型 討 論 会	15
大 会 決 議 (案) の 採 択	16
平 成 2 8 年 度 事 業 計 画	17
全 施 連 の 目 的 ・ 理 念 ・ あ ゆ み	19
平 成 2 8 年 度 全 施 連 理 事 ・ 賛 助 会 員 名 簿	25
協 賛 広 告	28



主 催 者 挨 拶

一般社団法人 全国知的障害者施設家族会連合会
代表理事 由 岐 透

全国知的障害者施設家族会連合会(全施連)の第12回全国大会を開催するにあたり、ご挨拶申し上げます。
全国知的障害者施設家族会連合会は2005年に結成されて以降、障がいを持つわが子の親・兄弟姉妹が主体となり、知的障がいを持っていても安全・安心・快適に暮らせることを目標として、各種制度政策に対する提言等の活動を積極的に展開しています。毎年全国の都道府県を持ち回り、その地域の障がい者団体や自治体の協力を得ながら、全国大会を開催しています。今回は第12回の全国大会を福岡県の仲間たちの協力の下、博多の地で開催する運びとなりました。

7月26日未明、神奈川県相模原市の障害支援施設で起こった惨烈な事件は全国に大きな衝撃がはりました。家族、関係者の受けた衝撃、恐怖と悲しみと極悪非道な行為に憤怒の念が込みあげてきます。容疑者の思想は障害者の社会的生存権を否定し、家族に安楽死の同意を求めています。今後このような危険思想が社会に生まれ、蔓延してはならないことを切望するしだいで。

2014年に障害者権利条約が141番目に締結され、条約に沿った国内法の整備が行われ、今年4月から障害者差別解消法も施行されました。

障害者総合支援法附則にある3年を目途に検討する項目について、一部改正する法律が、2018年4月から施行されることになっていますが、概要は65歳問題については、障がい福祉と介護保険の統合を進める内容になっています。

障がい者と老人の違いは自立の概念が異なり、障がい者は支援を受けながら社会参加するのに対して老人の支援は自立させることを目的としているものです。本質的に異なるものを統合するというのは薬石混交も同じの論理です。今後粘り強く、統合に反対の活動が求められています。

本大会の開催趣旨にありますようにテーマのなかにある当事者とは、障がいのある人だけではなく、親・家族、施設職員、施設経営者それぞれの立場で「新しい施設」を創造する当事者であるとの想いを込めています。私たちは4年前に「新しい施設」のあり方に関する提言をおこなって以来、その具体像を検討してきました。

今大会でも更に議論を重ねて国民の皆様のご理解を深める一助にしたいと考えます。改めて今大会の成功のためにお力添えを頂きました多くの方々に心から感謝を申し上げ開会の挨拶といたします。



第12回一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会全国大会が盛大に開催されますことを心からお喜び申し上げますとともに、全国各地から福岡にお越しの皆様を心から歓迎いたします。

全国知的障害者施設家族会連合会におかれましては、日頃から、知的障害者施設を利用される方々の福祉向上に取り組まれていることに、深く敬意を表します。

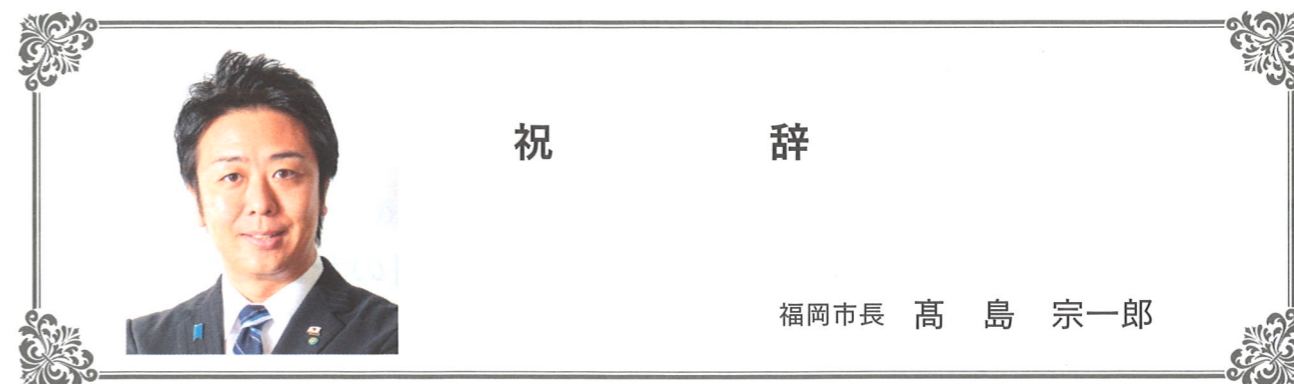
本大会では、『『新しい施設』を語ろう』とのテーマのもと、シンポジウムや交流会が行われます。知的障害者の福祉の向上を目指し、障害のある方やご家族、施設職員の方など、さまざまな立場の方々が交流、協議をされることは誠に意義深いことであり、本大会が実り多いものとなることを心から期待いたします。

本年4月1日に障害者差別解消法が施行され、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者は、障害を理由とする差別を解消するための措置を行うことが義務付けられました。

県においては、障害を理由とした差別について職員の関心・理解を深めるため、障害者の皆さまからのご意見を取り入れた「職員対応要領」を策定するとともに、全職員に対する研修を実施するなど、差別の未然防止に取り組んでいます。また、リーフレットを作成・配布し、県民や事業者に対して、同法の趣旨の広報・啓発に努めているところです。

今後も、全ての障害のある方が住みなれた地域で安心して活動し、生きがいを持った生活を送ることができるよう、全力で取り組んでまいります。

最後に、本大会の開催にご尽力されました一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会のますますのご発展と、本日お集まりの関係者の皆さまのご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。



第12回全国知的障害者施設家族会連合会全国大会が、多くの関係者のご尽力により、ここ福岡市で盛大に開催されますことをお慶び申し上げますとともに、全国から本市にお越しいただきました皆様を心から歓迎申し上げます。

皆様におかれましては、知的障がい者の福祉向上のため、本人や保護者の視点から、様々な活動に積極的に取り組まれておりますことに心から敬意を表する次第でございます。

平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、また、障害者総合支援法におきましても、法の施行後3年後を目途として検討する項目に移動の支援や成年後見制度の利用促進の在り方などがあり、障がい者に関する新たな取り組みが一層進められていくこととなります。

福岡市におきましても、今年度策定いたしました保健福祉総合計画において「障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会」の実現に向け、障がいのある人の自立の促進と支援、地域で自立した生活を送るための仕組みづくりの充実や、安心安全のための社会環境整備を目標に掲げ、より具体的な施策を推進してまいります。

今後とも「人」を大切に、すべての人が夢を持ち、活躍できる「みんながやさしい、みんなにやさしいユニバーサル都市・福岡」の実現をめざして、関係機関・団体との連携・共働により、市民の暮らしの質を高め、障がいのある人をはじめ全ての人にとって暮らしやすいまちづくりに取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

さて、ここ福岡市は、イギリスの情報誌「モノクル」が今年発表いたしました「世界で最も暮らしやすい都市」ランキングで世界第7位に位置づけられるなど、高い評価をいただいております。

国宝の金印に象徴されますように、大陸との長い交流の歴史を持ち、また、目の前に広がる玄界灘の新鮮な魚介類が豊富でございます。

ご滞在中には是非、福岡の歴史や食文化についても、楽しんでいただければ幸いです。

最後になりましたが、全国知的障害者施設家族会連合会の益々のご発展と関係各位のご健勝、ご活躍を心からお祈り申しあげまして、お祝いの言葉といたします。

平成 28 年度
第 12 回 一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会
全国大会（福岡）開催要綱

◆ **開催テーマ**

『「新しい施設」を語ろう - 当事者の笑顔輝く日のために』

◆ **開催趣旨**

障害のある人の権利に関する条約の批准を経て、障害者差別解消法の施行に至り、時はまさに障がいのある人と親・家族の権利の発展を無視することができない状況です。障がいのある人のための法制度の不十分さをただ嘆くのではなく、「人質」論を乗り越えて誰もが笑顔輝くための糸口を見出し ていきましょう。

テーマの中にある当事者とは、障害のある人だけでなく、親・家族、施設職員、施設経営者それぞれの立場で施設に関わる人たちが、それぞれの立場で「新しい施設」を創造する当事者であるとの想いを込めています。私たちは4年前に「新しい施設」のあり方に関する提言をおこない、以来、「新しい施設」の具体像を検討してきました。今は新しい施設の具体像について語り考える時です。親・家族の想いや願いを集めるだけでは一方的です。施設経営者、施設職員も「新しい施設」を創造する当事者として捉え、それぞれの立場からのできることを、しなければならないこと、あきらめてはいけないこと、あきらめなくともよいことを見つけ出し、つなぎあわせ、「新しい施設」の具体像を描きたいと思います。

◆ **主 催**

一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会
 福岡県知的障害者施設保護者会連合会

◆ **後 援**

厚生労働省・福岡県・福岡市・北九州市・NPO 法人日本障害者協議会・公益財団法人日本知的障害者福祉協会・福岡県知的障害者福祉協会・社会福祉法人福岡県社会福祉協議会・社会福祉法人福岡市社会福祉協議会・全日本手をつなぐ育成会連合会・社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会・福岡市民間障がい者施設協議会・社会福祉法人福岡市手をつなぐ育成会・NPO 法人人権オンブズ福岡・西日本新聞社・朝日新聞社・毎日新聞社・読売新聞社西部本社・NHK 福岡放送局・九州朝日放送・RKB 毎日放送・FBS 福岡放送・TVQ 九州放送・TNC テレビ西日本・JR 九州・グリーンコープ生協 福岡・エフコープ生活協同組合

◆ **期 日**

2016 年（平成 28 年）10 月 18 日（火）、19 日（水）

◆ **会 場**

ホテルセントラーザ博多
 〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街 4-23
 Phone:092-461-0111 Fax :092-461-0171
 参加対象 ① 知的障害者家族会関係者
 ② その他知的障害者福祉に関心のある方

◆ **参加費**

- ① 大会参加費 6000 円
- ② 交流会参加費 7000 円

◆ **申込方法** 大会への参加申し込み、宿泊申し込みは別紙「申込書」参照

◆ **日 程**

第 1 日目（18 日火曜日）

12:00	13:00	13:30	13:40	15:10	15:30	17:00	18:00	20:00
受付	開会式	休憩	基調講演	休憩	シンポジウム	休憩	交流会 (希望者)	

第 2 日目（19 日水曜日）

9:00	9:50	10:00	12:00	12:15	12:30
厚労省講演	休憩	全員参加型討論会	大会決議（案） の採決	閉会行事	

◆ **開会行事**

開会宣言	福岡県知的障害者施設保護者会連合会	会 長	八木トミエ
開会挨拶	一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会	理事長	由岐 透
来賓祝辞	福岡県知事		小川 洋
	福岡市長		高島宗一郎

◆ **基調講演**

「新しい施設」を語り考えるための視点

講師：北九州市立大学 教授 小賀 久

◆ **シンポジウム**

当事者各々が望む「新しい施設」を語ろう

コーディネーター（司会進行）	：埼玉大学	准教授	宗澤 忠雄
ファシリテーター（話の引き出し役）	：北九州市立大学	教 授	小賀 久
シンポジスト	：福岡県知的障害者施設保護者会連合会	会 長	八木トミエ
	：全国知的障害者施設家族会連合会	副理事長	南 守
	：知的障害者施設職員 第二田川学園	支援部長	岩橋 良員

◆ **講 演**

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 課長補佐 菅 洋一郎

◆ **全員参加型討論会**

『親・家族が考える施設がもっとよくなるための条件は何か』

ファシリテーター（話の引き出し役）	：北九州市立大学	教 授	小賀 久
	：全国知的障害者施設家族会連合会	理事長	由岐 透
	：全国知的障害者施設家族会連合会	副理事長	南 守
	：福岡県知的障害者施設保護者会連合会	有明ホーム保護者会 副会長	橋本 久恵



基 調 講 演

“新しい施設”を具体化するために －「提言」を試金石として－

全施連顧問
北九州市立大学教授 小 賀 久

(経歴)

現在：北九州市立大学文学部人間関係学科及び大学院社会システム研究科教授
専攻：社会福祉援助論、障がい者福祉論
現在の研究テーマ：「デンマークの地域生活支援」、「障がい者・高齢者の権利擁護」
2001年以来、毎年北欧の社会福祉調査を実施
2004年4月から同年9月までデンマーク教育大学に留学

(社会的活動)

福岡県介護保険広域連合第2期～6期介護保険計画策定委員会会長、福岡県介護保険広域連合地域密着型サービス協議会会長、直方市・宮若市・小竹町・鞍手町自立支援協議会会長、飯塚市地域福祉計画審議委員会会長、飯塚市社会福祉協議会権利擁護委員会会長、NPO法人「人権オンブズ福岡」代表理事、全国障害者問題研究会福岡支部長、全国知的障害者施設家族会連合会顧問など

(著書)

単 著『北欧・デンマーク 障がいのある人の生活支援』法律文化社 近刊
共 著『福祉論研究の地平』法律文化社 2012年9月
単 著『障がいのある人の地域福祉政策と自立支援』法律文化社 2009年3月
共 著『障害者の人権と発達』全障研 2007年8月
共 著『図説日本の社会福祉』法律文化社 2007年6月
共編著『講座 21世紀の社会福祉 (全5巻)』かもがわ出版 2002年12月
他

(趣味)

バイク、ギター、カメラ、温泉のはしご

《はじめに》

試金石とは一物事の価値や人物の力量、能力などを見きわめ判断するための材料や物事のこと
津久井やまゆり園の事件に想う－私たちはいつの間にか優生思想に取り込まれていないか、私たちはいつの間にか能力主義の奴隷になっていないか

「提言」を試金石としよう

「新しい施設のあり方に関する提言」⇒「提言Ⅰ」 2012年8月1日策定

「新しい施設に関する具体的提言(仮)」⇒「提言Ⅱ」策定中

《 1. 私たち全施連の求めるもの、それは－“暮らしの質”の向上－ 》

①、暮らしの質の向上こそが重要

“施設”か“地域”かの暮らしの場や形態についての議論が重要なのではなく、“暮らしの質”を向上させるための議論こそが重要

キーワードは「安心、安全で快適な暮らし」

②、“地域”とは何か、“地域”は前提か、“地域”という呪縛から解放されよう

地域生活は暮らしの質が高いといえるのか、一度、“地域”という言葉に疑ってみよう 日本は北欧・デンマークとはあまりにも違う

施設での生活の質が制度的に低いのに、それを政策的に放置した状態で、地域生活の質が保障されるわけがないという現実に素直に目を向けてみる

《 2. 新しい施設とは 》

①、「新しい施設」という表現に託した全施連の基本的考え方

全施連は「新しい施設」という表現を用いて、知的障がい者の生活施設の新設・増設を求めているのではない。

自立支援法以降、法制度から「授産施設」「更生施設」等の名称はなくなったものの、旧態然とした施設生活は継続して営まれており、“人間的”とはとても言い難い状態のままである。

全施連はこの旧態然とした非人間的な生活施設に対する政策を転換し、知的障がい者が権利を守られ、安心・安全でなおかつ快適な生活ができる様に、知的障がい者のために一新された生活施設を制度的に求めているのである。現行の施設こそを「新しい施設」へと転換しなければならない。

「新しい施設」という言葉に託した全施連の意図はここにある。

②、新たな地域生活の展開と対をなす概念としての“新しい施設”

障害者総合支援法施行3年後の見直しについて(案)

II 基本的な考え方

1. 新たな地域生活の展開

(1) 本人が望む地域生活の実現

- 地域での暮らしが可能な障害者が安心して地域生活を開始・継続できるよう、地域生活を支援する拠点の整備を進めるとともに、本人の意思を尊重した地域生活を支援するための方策や重度障害者に対応したグループホームの位置付け等について、対応を行う必要がある。

- 障害者の意思が適切に反映された地域生活を実現するため、障害福祉サービスの提供に関わる主体等が、障害者の意思決定の重要性を認識した上で必要な対応を実施できるよう、意思決定支援に取り組むとともに、成年後見制度の適切な利用を促進する必要がある。

『社会保障審議会障害者部会報告書』平成27年12月14日

(下線部：小賀)

総合支援法の一部改正案には、「地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設」が提案されている。

全施連は、これと対をなすものとして（これへの対抗概念として）「施設生活を豊かにする新たなサービス（“新しい施設”）」の創設を求める。

≪ 3. 親・家族以外にも価値ある他者、意味ある他者との多様な関係をつくる ≫

- ①、北欧・デンマークでも“地域”の中にあるグループホームでは、近隣住民との交流が進んでいない住宅街という海の中に、ぼつんと浮かぶ島の様なグループホーム
- ②、にもかかわらず、豊かな地域生活を実現しているのは何故か
自由度の高い生活空間、生活時間、外出を含めた行動・活動
地域における3つの場（拠点）で、豊かに紡がれる人間関係
＜暮らしの場＞ ＜社会的役割遂行の場＞ ＜私的役割遂行の場＞
意味ある他者、価値ある他者との親密な関係が結ばれている
- ③、大規模施設スールンでは近隣住民との交流が思いの外、進んでいる
国立公園の中にある施設は、地域住民の憩いの場としても機能している

≪ 4. 新しい施設について－新しい施設を考えるための理念、枠組－ ≫

- ①、契約（行為）からの解放
契約は権利を担保するという嘘－2003（平成15）年には措置制度から利用契約制度への移行を軸とした支援費制度が導入され、措置費から支援費へ変更することとなった。「契約に基づくサービスは利用者と施設・事業者が対等の関係に立てる」という宣伝文句で、措置制度の存在が障がい者福祉サービスの利用に弊害をもたらしたかのような利用者意識を形成させる政策的誘導を企図した。
しかし契約（行為）の導入後、施設側優位－当事者・家族側劣位の関係はより強くなったといえる。
- ②、職員のあり方について
障がいのある人の立場に立って、わがことのように考える職員
意思決定の土台（前提）としての『安心・安全・快適』を追及できる職員
重度者に対しては、その確認手段としての言語的交流、表情の変化、バイタルサイン、身体的変調を見きわめることができる専門性の
その上で、「いろんな人がいていい」と職員に対しても言うことができるか
さらに保護者会としても職員の待遇改善のために立ち上がることはできるか
- ③、処遇のあり方について－新しい施設への転換のための点検項目
小鳩福祉会で開発された点検項目を活用しよう

質の高い虐待防止研究は、同時に質の高い支援論である－宗澤氏の研究と小鳩福祉会での虐待防止研修の成果から学ぼう

医療的対応や介護機能を持つ知的障がい者施設の検討

- ④、経営・運営のあり方について
劣等処遇を常態化してきた福祉補助金の低さの問題を明らかにしよう
これからの理事会、評議員会への親・保護者（もしくは親・保護者が推薦する者）の参画を要望しよう
従来の施設の社会化（論）は主に施設機能の開放であったが、施設と当事者、さらには地域の共生・共存のあり方として検討する必要がある
- ⑤、障がいのある人の生活の質を上げるために、福祉協会と両輪の関係を築こう

≪ 5. 論点の整理 ≫

私の主張は、地域生活という呪縛からの自由（解放）である。重要なことは次の点にある。

- ①、生活の自由度の保障
自由度の高い生活空間、生活時間、外出を含めた行動
- ②、意味ある他者、価値ある他者との親密な人間関係の保障
悪意のある人間関係からの解放
- ③、全施連の地域論、地域生活論を立論する
地域を、人と機関連携のネットワークの課題として取り上げる
ここでいうネットワークとは福祉、保健、医療などだけではなく、その他、生産活動の質を上げ生活の質を高めるための個人、組織、機関との連携
- ④、高齢知的障がい者への対応
医療的対応、介護の検討
知的障がい者特別養護老人ホームの検討
- ⑤、現行施設に対する過不足のない評価
現状での積極的評価点を明らかにし共有する
現状での問題点・課題を明らかにし解決策を提示する

知的障害を持つ息子がもっと快適に暮らせる施設を！
安心の法制度を！余生短い母の願い

社会福祉法人養徳苑 保護者会会長 八木 トミエ

私の息子は最重度の知的障害者です。学齢時には四年生の頃から平仮名で名前も書けるし八木の苗字は簡単なため覚え、短い言葉も話せる程になっていました。

長男である夫の家庭事情で共働きのため近くにあった県立児童施設に預けておりました。息子が10歳の頃までは夫婦とも知的障害について何の知識もない愚かな親でした。

担任教師の熱心な指導で字を覚え、言葉も交わせる成長を教えられて、適切な教育指導があれば我が子たちの人生も広がるのだと実感し、熱心な先生たちの研究会にも顔を出し、親はもっと勉強せねばと決意しました。

この当時の施設移転反対と県立養護学校建設の運動で、静かな山地より刺激が多い町中が知的障害児者には発達上都合よいことも知りました。また県や市の行政機関や議員の方々も、道理を通して熱心に訴えれば理解して下さることもあると強く確信しました。思春期には親も施設のベテラン職員も驚くほどの成長を見せ、成人施設へ移ってからも作業能力はありましたが、年齢と共に重度化していき、60歳の現在は全面介助の最重度利用者になっています。

私は平成15年頃から三回、知り合いのK先生の紹介で北欧のスウェーデン・デンマーク・フィンランドのヘルシンキ市の福祉状況を見学する機会がありました。

美しいストックホルムの夜空に輝く星を眺めながら、あまりにも低い福祉の日本を思い、「ああ自分を含めて愚かな民が愚かな政府を作っているのかなあ」とつくづく思ったことでした。ヘルシンキの施設では、虫のように丸まって動かずにいる重度者を職員が、マンツーマンで抱き馬の形の遊具にのせ揺り動かして身体の機能と呼び覚ます訓練をしているのを見て感動しました。職員の身分は公務員でした。スウェーデンのグループホームでは利用者と同数の職員で、日曜日が多くの職員配置になっていました。

我が国の入所施設利用は、知的障害者と行政から認可された事業者との契約であって世界に類を見ないおかしな制度です。長年施設で暮らしてその地域の住民であるのに施設を住居と認めず、今や親も利用者も高齢化して看取りの制度化は急務になっていますが、厚生労働省はこの問題には見解をはっきり示していないのです。

- 知的障害者に入所施設やグループホームを終の住処の住居と認めて欲しい。
- 支援職員の処遇は準公務員とし、専門研修も実施してください。
- 知的障害者は24時間の見守りが必要です、職員数の倍増が早急に必要です。
- 土曜、日曜は利用者にとって楽しい時間になるようなプログラム、職員配置を願っています。まだまだ数ある願いは権利条約に沿って年毎に安心の方向へ法改正が動いていけばいいなあと思っています。

プロフィール

福岡県知的障害者施設保護者会連合会会長
人権オンブス福岡理事
趣味：読書・踊り



「新しい施設」を権利条約ペースで深めよう
—権利条約を障害のある人とともに
支援・制度を良くする絶好の機会・根拠と捉える—

全施連顧問 埼玉大学准教授 宗澤 忠雄

1、障害者権利条約のエッセンス

◇第12条 法の前にひとしく認められる権利

・権利能力を持つ主体＝権利を行使する主体 ・代行意思決定の禁止

◇第16条 搾取 暴力及び虐待からの自由

・搾取、暴力及び虐待が使い分けられている意味

〈虐待〉とは本来、慈しみ合いや労わり合いの期待される二者以上の関係において不当な力の行使により発生する人権侵害

・搾取、暴力及び虐待の発生防止

障害者向けのすべての施設及び計画が、独立した当局により効果的に監視されることを確保する

◇第17条 個人をそのままの状態¹で保護すること

インテグリティ（その人らしさ）の保護

○その人らしいまとり方、ありがままの存在（being）

×社会の役に立つか、『就労自立』をしているか（having）

◇第19条 自立した生活および地域社会への包容

・選択の自由をもって地域社会で生活する平等の権利

・居住地の選択、どこで誰と生活するかを選択

・特定の生活様式で生活することを義務づけられないこと⇒「生活施設」ではない（公定訳は誤訳）

2、これからの入所施設支援

◇障害者権利条約は、入所施設を否定しているのではない

しかし、入所施設のあり方の抜本的変更が必要

① 施設入所に至るまでの意思決定支援

② 施設支援と生活の質・内容に関する意思決定支援

③ 徹底した虐待防止と合理的配慮の取り組み

④ 施設内・法人事業所内生活ではなく、社会的に包摂された地域生活の実現

◇これらは、グループホーム、アパート、自宅いずれの生活形態であれ、共通に問われる課題

プロフィール

宗澤 忠雄（むねさわ ただお）

大阪府大阪市生まれ 埼玉大学教育学部特別支援教育講座准教授

障害者福祉学、障害者虐待防止学

「さいたま市誰もが共に暮らすための権利の擁護等に関する条例」（2011年3月成立）の条例検討専門委員会委員長を務めた他、現在、障害者の権利の擁護等に関する委員会委員長・地域自立支援協議会会長として、障害者施策の策定、差別・虐待事案への対応・ネットワークづくり等に取り組む。

主な著書

2012年 障害者虐待—その理解と防止のために（中央法規出版）

2010年 現代の地域福祉と障害者の発達保障（文理閣）

2008年 地域に活かす私たちの障害福祉計画（中央法規出版）

2005年 医療福祉相談ガイド（中央法規出版）

「新しい施設」を語ろう

全国知的障害者施設家族会連合会 副理事長 南 守

障害者自立支援法（現行の障害者総合支援法→法）の施行以降、私を含めて施設及び事業所を運営している者（事業者）は、入所若しくは通所されている人を「利用者」、或いは「利用者様」と呼びます。これは、事業者が販売する 11 種類の障害福祉サービスと 1 種類の施設障害福祉サービス（福祉サービス）を 1 種類か複数の種類を消費（購入）し、その対価として自立支援給付費を運んでくださる大事なお客様としてとらえているからです。

一方、福祉サービスの購入者（利用者）は、自立支援給付の代理受領（代理請求も）方式や違憲訴訟により特定費用^{※1}以外の 1 割負担^{※2}が今のところなくなったことで、利用者自身が福祉サービスを購入しているという消費者としての自覚がなくなっています。

この二つが利用者（含む家族）と事業者との間で奇妙なすれ違い現象を醸し出しています。

事業者は自分の販売する種類以外の福祉サービスを利用者が求めるか或いは利用者にとって必要になれば、販売を中止して他の事業者に移っていただくようになっています。言い換えれば、あらかじめ個々の事業者の守備範囲は決まっているのですが、利用者やその家族にとって、各々の事業の守備範囲が非常にわかりにくいし、その上に説明も不十分なのです。

更に同じ種類の福祉サービスであって、同額の自立支援給付費であっても事業者によって、例えば、利用者が毎日入浴できる場所もあれば週に 3 日しかできないなど、サービス内容が違ってきます。

これが現状の制度の姿です。これでいいのですか？このような現状を変えるために、全施連が目指す新しい施設像を語り合えることを楽しみにしています。

※1 法第 29 条 食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用

※2 法第 29 条の 3 二 当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の 100 分の 10 に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

南 守（みなみまもる） 昭和 20 年 5 月 4 日生

<職歴>

- 昭和 45 年 高知県立児童相談所
(知的障害者更生相談所) 心理判定員
- 昭和 55 年 高知県立身体障害者
リハビリテーションセンター心理判定員
- 昭和 62 年 高知県立児童相談所
(知的障害者更生相談所) 判定班班長
- 平成元年 高知県立精神保健福祉センター主任
(心理判定員)
- 平成 5 年 高知県立児童相談所保護班長
- 平成 7 年 高知県退職
- 平成 7 年 社会福祉法人高知小鳩会常務理事
知的障害者更生施設あじさい園施設長
- 平成 24 年 統括施設長兼管理者
障害者支援施設あじさい園
あじさい園短期入所事業所
あじさい園障害者相談支援事業所
生活介護事業所第二あじさい園
生活介護事業所こぼと作業所

<社会活動>

- 昭和 47 年 日本ダウン症協会 (JDS)
高知県支部小鳩会顧問
- 昭和 53 年 日本臨床心理学会運営委員
(平成 7 年まで)
- 平成 12 年 高知県知的障害者福祉協会副会長
(平成 23 年度まで)
- 平成 17 年 スペシャルオリンピックス高知顧問
- 平成 17 年 高知県知的障害者施設家族会連合会
事務局長
- 平成 20 年 全国知的障害者施設家族会連合会
副会長
- 平成 23 年 一般社団法人全国知的障害者施設
家族会連合会副理事長
- 平成 24 年 高知県知的障害者福祉協会顧問・
倫理委員長

福祉の世界に生きる

第二田川学園 支援部長 岩橋 良員

現在、私は、障害者支援施設、第二田川学園で仕事をしております。何故この仕事を選んだのか、それについて少しお話をさせていただきたいと思います。

私は 9 歳のとき、父を交通事故で失いました。母と弟と私、3 人世帯の母子家庭となりました。今でこそ母子家庭は珍しいものではないかも知れませんが、しかし当時、私の周囲には見当たりませんでした。幼かった私は、友だちが自分のお父さんの話をするのを聞いたり、学校で、父の日に向けてお父さんに手紙を書きましょう、という授業があったりしたとき、どんな顔をすればいいのか途方に暮れました。ときには同情の目を向けられることもあり、無理に明るく振舞ったことを憶えています。また、2 人の子どもを抱えた 40 歳代の母が十分な収入を得る仕事はなかなか見つからず、経済的にも苦しい生活でした。行政からは、遺族年金の支給や、学校の授業料の減免等を受け、交通遺児育英会という団体からは奨学金貸与を受け、高校、大学へと進学することができました。つまり、私は福祉を受ける立場だった訳です。

そして大学時代に、前述の交通遺児育英会の奨学金が、街頭募金と、「あしながおじさん」と呼ばれる匿名の善意の方々からのご寄付によって支えられていることを知りました。そこで私は、自分と同じ境遇の子ども達が高校進学を諦めないで済むように、同じ境遇の大学生達と共に街頭に立って募金活動を行いました。また、同じ境遇の高校生達には、学習塾を週に 1 回開いて勉強を教え、キャンプやクリスマス会等を催し、他の人には言いにくい悩みを聞く場を持ちました。こうした活動を通じて他のボランティアの方々や障害者団体の方々と知り合い、障害を持つ方へのボランティア活動も始めました。大学時代はこういう活動に明け暮れていました。楽しかった！

その後、初めて社会へ出たときは、福祉と関係のない職種に就きました。しかし、行政のみでなく、様々な方々からの善意を受けて自分が育ったことを考えると、他の困っている方々の力になりたいという気持ちが捨てきれず、結婚した後ではありましたが、この知的障害者福祉の世界に飛び込みました。自分の力不足や制度の不備等を感じてつらい事もありますが、実は正直な所、楽しい毎日を送らせてもらっています。何故楽しいのか？ 困っている人の力になれることをストレートに実感できるからです。また逆に、障害を持った方々から元気をもらえるからです。世の中の人々にとって、知的障害を持つ方々と交流する機会はまだまだ多くありません。ぜひ、この喜びを多くの方々に知っていただき、常に人手不足である障害福祉の世界へ飛び込んで来てほしいと思います。

一方、国は施設入所者へ地域移行を強く促しています。障害を持つ方が、自宅に住み、就職し、結婚し、子どもを作り、育てることが問題なくできるのなら、国などから言われずとも、皆そうしているはずですが、親御さん達は次第に高齢になられ、親亡き後の心配をされ、兄弟姉妹にはそれぞれの家庭、配偶者の親戚との付き合いもあり、障害を持つ方への家族支援は困難さを増すばかり。障害がなくとも就職は難しいご時世。世間一般の方々には障害を持つ方への理解が充分にあるとは言えない。就労支援や相談支援が重要であるのと同様に、生活介護、そして特に施設入所支援、すなわち入所施設を必要とする方々は間違いなく存在します。だからこそ、多くの方々にこの仕事の喜びを知ってほしい。そして国には、この仕事、施設入所支援の必要性を分かってほしい、と強く感じています。

筆者プロフィール

- 氏名 : 岩橋良員
- 勤務先・肩書 : 障害者支援施設 第二田川学園 支援部長
- 取得資格他 : 社会福祉士、社会福祉主事、相談支援専門員、介護支援専門員、
サービス管理責任者（地域生活分野・就労分野）、知的障害援助専門員
治療教育奨励賞受賞（平成 12 年度 日本知的障害者福祉協会）
- 好きな物事 : ギターをひくこと。犬、猫など動物は何でも大好きです！

講演

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課
課長補佐 菅 洋一郎

プロフィール

菅 洋一郎 (かん よういちろう)

平成4年4月 厚生省入省

平成27年4月 現職

資料は別紙



障害者総合支援法施行3年後の見直し等 について

平成28年10月

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課

全員参加型討論会

親・家族が考える施設がもっとよくなるための条件は何か

有明ホーム 保護者会副会長 橋本 久恵

平成28年7月27日朝のニュースで相模原の知的障害者施設で、19名もの尊い命が失われ多数の重軽傷者が出た事件があり、唯々、あぜんとなりました。

「障害者なんて生きていても無駄だ」と言うことでの事件で、ナチスが障害者を抹殺した歴史を思い起しました。

障害者を抱えた親として、この日本で…どうして…あまりのことで…なんで…と自分に問いかけてみました。

胸が痛く、苦しく、悲しくなりました。

息子が利用している施設は、今までは柵、門扉はなく、開かれた施設でしたけど、柵、門扉を設け、防犯カメラ等も設置する必要性を感じるようになりました。

保護者の仲間とは常日頃話していたのですが、門扉は設けたほうがいいね、地域の方の理解も不十分です。

現在、息子も57才となりてんかん発作もあり、昨年より精神科への入退院を繰り返して、現在は、長い入院になっておりますが、能面のように、無表情で笑顔がみられなくなっています。このまま精神科で一生が終るのかなあとすることがあります。こんな治療法でいいのでしょうか。でもこのまま終わらせることは親として忍びないと思っています。

本人も、私も、施設に戻ることを願っています。

長年住み慣れた有明ホームはこの子にとって第二の故郷なのです。

お友達(仲間)、職員の方々の慣れ親しんだ顔、顔があります。そこは、賑やかな声、笑顔があります。笑顔があるのです。どうして退院できないの？

終いの住処と看取りまで出来る施設をどうしても作り上げたい。食堂、トイレ、風呂場、洗面台と床の段差、寝室などへの移動のむずかしさ。車イスなどでも動けるよう、すべてがバリアフリーになってほしい。子供たちがパニックになった時などのリラックスできるお部屋等、たとえば暗室、香り、音楽等…。

私の生命、目が黒いうちに何とか作り上げたいと願っております。

そのためには他にも問題があります。嘱託医の問題を訪問医に。職員の意識の改革の研修等。そのためにもっと保護者の仲間との横のつながりを密にしなければ。

とにかく我が子たちが、安心、安全、快適に笑顔で暮らせるように…。

全施連第十二回全国大会決議（案）

全国知的障害者施設家族会連合会は、平成二十八年十月十八・十九日の二日間にわたって福岡市において第十二回全国大会を開催し、一人では暮らすことが困難で、家族の支援力も確実に失っていく知的障害者の住居として、入所施設・グループホームで日常生活を安全・安心・快適に暮らし、最後まで仲間や職員に見守られ、穏やかに生涯を終わることができる制度になることを願って全国から集い語り合いました。

去る七月二十六日神奈川県津久井やまゆり園で、ヒットラーの優性思想に影響を受けた元職員による類を見ない、残虐な障害者の大量殺傷事件が発生しました。どんな重い障害を持っていても、生きる権利・幸福を追求する権利があることを日本国憲法も、国連障害者権利条約でも保障されている現在、決して許されることではありません。

今や国民全体のなかで介護を必要とする高齢者も増えるなかで、障害の有るものも無いものも共に生きる共生の時代と言われている現在、このような社会的弱者否定の思想の広がりを防ぐためにも、福祉施設職員の処遇改善が急務であることを深く認識しました。

私たちが切望する新しい入所施設やグループホームは、単なる事業所ではなく、日常生活を暮らす終の住処と規定する制度であり、関係する施設経営者や職員の方々も当事者として協働して働き、実現のためには一般国民の皆様方にもご理解を広げる活動が必要です。

その上で遠くない将来に於いて新しい制度の実現のために、組織の総力を合わせて活動することをここに誓い、緊急を要する左記の事項を本大会の決議と致します。

決議

- 一、二十四時間切れ目のない支援で快適に暮らせる入所施設やグループホームを住居と位置付ける制度を新設して下さい。
- 二、支援の制限に繋がる支援区分は本人に必要な支援が受けられる仕組みに変えて下さい。
- 三、安定して必要な支援が受けられる職員の定員増しと処遇改善を急いで下さい。
- 四、特性を持つ知的障害者の支援職員の研修制度を設けて下さい。
- 五、国及び地方公共団体は、知的障害者への障害福祉サービスを提供する義務を負うこと。
- 六、障害の有るなしにかかわらず人権を大切に教育システムを強化して下さい。
- 七、六十五歳問題と障害者福祉と介護保険の統合は福祉の低下になり反対します。
- 八、生活保護費以下収入の療育手帳B保持者の医療費を無料にして下さい。
- 九、地方自治体や施設経営者の意向毎に利用者の処遇に格差がないようにして下さい。

平成二十八年十月十九日

一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会

全施連平成 28 年度事業計画

障害者権利条約の批准を核とした障害福祉関連の法制度が成立し、社会権的生存権と自由権的生存権が両立した権利の基盤が整備されたといえます。しかし、この間障害者自立支援法から障害者総合支援法に変わりましたが、その本質は根本的にはなんら変わらず、障がい者制度改革推進会議の骨格提言の多くが不問に付されてしまいました。3年後の見直しの方向も、私たち家族が切に願う『終の住処』としての支援体系にはほど遠いものになっています。生涯にわたって支援が必要な人に対して、誰が最終的に責任をもつのか極めて不十分な施策であると言わざるをえません。

障害福祉施策の充実、国の強力な施策と共に、「連帯と分配」の意識に根ざす国民一人ひとりの意識の変革に支えられます。差別解消に向けて具体的に、さまざまな取り組みを進めつつ、多く人の理解と共感の輪を広げていくことも重要なことです。

その意味でも、私たち家族が利用する障害福祉施設・障害福祉サービス事業所と連帯しつつ、『この子らを世の光に』を実現する地道な活動・運動を展開していかなければなりません。

そのようなことを念頭に置きつつ、全施連としての一年の歩みを進めていきたいと考えています。

1、24 時間一貫した快適な支援施設の新設請願

地方公共団体・議会に働きかけ地方から国を変えて行くことが大切です。

支援を昼・夜に分けた事業形態は、利用者にも支援職員にも不適切な運営になっています。利用者本人の意思決定に基づく一貫した支援体制のもとで、利用者の快適な暮らし・生活が保障される支援施設は「終の住処づくり」と一体のもので。

この新しい形の支援施設を制度化するための請願を行います。

2、新しい形の支援施設のあり方に関する提言パートII

「家族が求める暮らしのあり方」～親の想いを社会に届けたい～が施設のあり方検討プロジェクトチームから発表されて4年が経過しました。現在、前回の提言をより具体的な内容にまとめる検討作業が進められています。会員は勿論ですが外部関係者にも理解されるような具体的な案を作成し提言をいたします。

3、行政（国・地方自治体）議会（国・地方自治体）への陳情と意見交換

地方自治体の権限で国の制度に独自の施策を上乗せすることも出来る仕組みになっていますので、陳情や要望書、意見交換も私たちの想いを実現する方法として効果があります。又、意見書提出も議員の全員一致が原則ではなく、多数決で政府への提出も可能です。各党派議員との意見交換も可能な限り進め、想い・願いを制度化する取り組みをすすめます。

4、組織の拡大と強化

家族・利用者の要望事項の実現は組織の拡大と強化が最大の要件です。しかし、家族の高齢化や、専従職員のない全施連の体制では具体的な対策や名案が浮かばないのが現状です。実態としては加入している都道府県ごとに近隣の未加入家族会への勧誘が主になっていますが、会員が知恵を出し合っ

て、組織拡大と強化策を具体的な運動方針として立案します。

5、一人ひとりの活動力強化の研修会

専門家でもない家族の能力では理解が困難なほど障害福祉制度がめまぐるしく変わり、研修課題に追われてしまいがちです。制度を理解できなければ政策批判も出来ず、改善の声も上げられません。家族会が発行する文書の文言についても会員の共通認識が得られるような内容とします。その上で研修会は『己の目の鱗を落とす』ことを楽しみながら一人ひとりの活動の質を高めることを目的とした内容としていきます。

6、全施連内部学習会

学習会の開催にあたっては、外部講師を求めず、各家族会、各支部の悩みを出し合い、知恵を出し合う交流・情報交換で絆を深める内容とします。

役員不足や家族の高齢化問題が深刻になってきており、さまざまな課題について率直な意見交換から今後の展望を見出して行きたいと考えています。

7、友誼団体との連携強化

障害のある人たちの福祉向上を願う団体は数多くあります。共通の願いをもっている団体や障害者団体との連携を強めることで、障害者施策の課題を共有し、共同で社会的な運動に取り組むことが重要であると考えています。引き続き友誼団体との連携強化を積極的に進めていきます。

8、事業部の新設

運動体としての活動支えるためにも財政的基盤を確立することが重要です。会員増強を図り組織強化をすすめるために新たに事業部を新設し、計画的な取り組みを進めていくこととします。

9、具体的日程

月日	内容	場所	備考
6月7～8日	理事会 & 社員総会	大阪市新大阪ガーデンH	H 27 年度事業報告・会計報告・ H 28 年度事業計画会計予算案
10月18～19日	第12回 全国大会	ホテルセントラーザ博多	テーマ『『新しい施設を語ろう』 ～当事者の笑顔耀く日のために～』
10月19日	第2回 理事会		大会終了後
H29年3月	第3回 理事会		

※ PT 会議は随時

一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会

一緒に考えてみませんか？

知的障害をもつ子どもやきょうだいのしあわせな暮らしを

組織

☆ 知的障害者施設にある家族会が都道府県単位に連合会を組織します。

☆ その都道府県連合が会員となり全国で一つの団体として組織しています

目的

全ての知的障害者施設を利用する福祉向上を図り、その豊かな生活と権利を護ることを目的とする。

理念

《本会としてすべきこと（会の憲章）》

- I 本会は我が子らの幸せを追求すること。反面、我が子らの幸せを侵害するあらゆるものに対し、全力を挙げて立ち向かうこと。
- II 本会は知的障害者（児）の全ての親や家族が手を取り合うことの重要性を認識すること。
- III 本会はもの言えぬ我が子らに代わって正しい意見を言うこと。

《原則（会のルール）》

- I 異なる意見は互いに尊重し、決して争ってはいけない。異なる意見とは、知的障害者（児）の幸せの姿の違いであり、争うことではないと理解し、議論をつくすこと。
- II 親個人がいかなる主義主張があっても知的障害者（児）運動に参加するものは党派や信条を超えること。
- III 施設は知的障害者（児）の人生を豊かにするために存在するものであり、施設職員や一般社会の人々とは、互いに立場を尊重し協力関係にあること。
- IV よく話し合い、勉強し合い、知りえたことはみんなで共有すること。

ノーマライゼーションの定義（三谷嘉明教授）

ノーマライゼーションとは人間の尊厳を護り、個人を可能な限り尊重することにあります。そのためには全ての人に自己選択と自己決定の行使を最大限尊重しなければなりません。人間の尊厳とは自己選択と自己決定の最大限の尊重と同義語です。（中略）

また、ノーマライゼーションとは人間をノーマライズ（正常化）するものではありません。どこまでも人間の個性を尊重することであり「他者と異なってあることの絶対的尊重」「他者と違う生活様式を生きる権利」の絶対的尊重であります。

会費

正会費 1500円×施設数+6万円 賛助会員 1施設3000円 個人2000円

あゆみ

平成15年

三重県、島根県、熊本県が名古屋にて全国組織の立ち上げを相談する。

平成16年度

全国知的障害者施設利用者互助会松江大会にて三重県、島根県、熊本県の呼びかけに長野県・兵庫県が参加し計画する。

平成17年度

9月 全国組織を立ち上げる。京都府にて設立総会を開催（参加14県）

「全国知的障害者施設家族会連合会」の名称・規約の制定。

厚生労働省・障害者対策議員連盟等に陳情

12月 自民党知的障害対策議員連盟と面談の上、18年度予算措置に関する要望書を提出

平成18年度

9月 第2回全国大会（熊本県）（参加17県）

記念講演「障害者自立支援法について」講師 厚生労働省田仲教泰課長補佐

「大会宣言」を採択

2月 全国会議開催

☆ 厚生労働大臣に要望書提出

☆ 日本知的障害者福祉協会主催の緊急集会に参加

☆ 自民党・民主党へ陳情

平成19年度

4月 全国支部長会（名古屋）

6月 「支援法の抜本的見直しを求める緊急集会」に約1000参加

6月～10月 福祉協会と共に請願署名

8月 民主党へ議員と面談の上「応益負担廃止・程度区分廃止」の要望書提出

全政党へ「自立支援法凍結」提案を提出

7月 参議院選挙時に各政党に知的障害者施策に関する公開質問状を提出する

9月 第3回全国大会 愛媛県（141名参加）

記念講演「今、家族として何をすべきか」

講師 高崎健康福祉大学院教授 相澤與一氏

「理念」「大会決議」を採択

10月 第1回「フィンランド・デンマーク障害者の暮らしを知る旅」企画

11月 研修会（名古屋）「障害者自立支援法を廃案に」

講師 三谷 嘉明 教授・初谷 良彦 教授

11月 全施連提言作成（全施連としての障害福祉ビジョンを作成）

12月 「障害者自立支援の抜本的見直し等を求める重要要望事項」を町村内閣官房長官に面談の上、提出

1月 「障害者自立支援法に関する請願書」署名開始

3月 全施連提言一部改正

平成20年度

4月 支部長会（大阪）

研修 講演「中央情勢と今後の課題」講師 JD常務理事 藤井 克徳氏

全国統一集会 全国18県 6,000人が参加

4月 第2回「フィンランド・デンマーク障害者の暮らしを知る旅」企画

5月 「障害者自立支援法に関する請願書」署名終了 42万人

7月 社会保障審議会障害者部会の全委員に「障害者自立支援法に関する要望書」提出

同じく厚労省へ要望書提出

8月 自民党へ「障害者自立支援法に関する要望書」提出

8月 緊急支部長会（大阪）

9月 全国大会 静岡県（参加22県248名）

基調講演「家族会のあり方について」めぐみ生涯発達研究所長 三谷 嘉明氏

11月 「障害者自立支援法に関する請願書」民主党・公明党・共産党・社民党・新党日本・

国民新党の各議員より審議会へ提出

「障害者自立支援法の抜本的見直しをさらに進める緊急集会」東京（700名参加）

同上請願署名 61万人

2月 緊急支部長会（神戸）

平成21年度

4月 入所施設存続の請願署名 全国45都道府県より8万人の署名

民主党 障がい者制度会改革についてのプロジェクトチーム発足

6月 支部長会（大阪）

講演「中央情勢について法の施行3年の見直し改正案について」

講師 日本知的障害者福祉協会会長 小坂 孫次氏

7月 衆議院選挙に向けて公開質問状提出

9月 全国大会 島根県（参加23県290名）

基調講演「激動の世界と時代おくれの『構造改革』～社会保障の財源はないのか」

講師 石川 康宏氏 神戸女学院大学教授

9月 「新型インフルエンザワクチン接種」に関する要望書を厚労省に提出

10月 「入所施設存続」の要望書を全政党に提出

内閣へ「障害者自立支援法新体系移行における施設費の見直しに関する」要望書提出

11月 民主党・厚労省へ「入所施設存続」の陳情

12月 臨時支部長会 福岡県（参加26県48名）

平成 22 年度

- 4 月 オープン正副会長会
障害者制度改革推進会議 ヒアリング
全国学習会開始 (4 月～10 月)
親亡き後を心配する家族の会 全国遊説開始
- 5 月 入所施設存続署名引渡し式 衆議院会館 受け取り議員 42 名
参加者 (本人を含む) 56 名
- 6 月 支部長会 & 総会 山崎議員厚生労働委員との懇談会・伊達市見学
- 7 月 ホルム氏講演 (デンマークの福祉事情)
《吉田副幹事長・大串財務大臣政務官・山井厚生労働大臣政務官・中根議員等に面談、自立支援法の凍結、入所施設存続の新たな法律をつくるための要望活動》
- 9 月 全国大会 兵庫県 (参加 29 都道府県 720 名)
基調講演「見つめよう 障害福祉の行方」
講師 松端 克文 氏 桃山学院大学准教授
- 10 月 全施連を応援する有志の会 (国会議員) 設立
- 10 月 「統一要望」を全国各都道府県連より関係機関に提出
- 11 月 自民党特別委員会「改正障害者自立支援法について」団体ヒアリングにて意見表明
- 12 月 顧問団設立
- 1 月 支部長会 (愛知) 懇談会 中根康浩議員
- 2 月 障害者制度改革推進会議室室長と面談の上、意見書を提出
- 2 月 民主党議員と面談の上「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案に対する意見書」を提出
- 3 月 勉強会「願いを形に表そう～入所施設を地域の拠点に～」北九州大学 小賀久氏
- 3 月 東日本大震災義援金募集開始

平成 23 年度

- 4 月 自民党特別委員会・厚生省合同会議にて「東日本巨大津波災害対策」について意見表明し要望書を提出
- 4 月 民主党「東日本大震災特別立法」についての要望書提出
- 4 月～3 月 全施連顧問 PT 会議 (全 8 回) 全施連ビジョンの理論構築
- 6 月 支部長会 & 総会
- 9 月 全国大会 千葉県 (参加 29 都道府県 720 名)
テーマ「考えよう！わが子らが安心して暮らせる場を」
基調講演 伊藤 周平 氏 鹿児島大学法科大学院教授
- 9 月 東日本大震災義援金配布
- 10 月 緊急支部長会 (名古屋)
- 9 月 那覇学園事件
- 11 月 一般社団法人格 獲得
- 12 月 民主党有志の会 (大串議員以下 14 名)・厚生省・(土生課長以下 3 名) 全施連 (由岐会長以下 9 名)

懇談の上「障害者自立支援法一部改正案に関する要望」提出

- 1 月 支部長会 (宮崎)
《東日本大震災義援金・義援金付 T シャツ販売》
デンマークでのチャリティーコンサートによる義援金
合計 21,611,926 円うち 1,600 万円罹災県支部及び県福祉協会へ寄付 義援金募集は続行
- 3 月 民主党ワーキングチームによる総合支援法説明会にて「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言について」意見表明し、要望書を提出
- 3 月 「総合支援法」への抗議文を民主党はじめ各政党に提出
- 3 月 自民党障害者特別委員会にて「総合福祉法に関する」意見表明して要望書を提出

平成 24 年度

- 5 月 支部長会 & 総会 (大阪)
- 7 月 厚生省へ入所施設待機者調査の依頼
- 8 月 自由民主党知的障害福祉推進議員連盟意見交換会に参加し、要望を表明
- 10 月 全国大会 大分県 (参加 29 都道府県 503 名)
大分市博愛会施設見学
- 11 月 民主党有志の会・厚生労働省へ陳情と意見交換会 55 名参加
- 11 月 自民党・民主党等の政策ヒアリングに参加
・「障害者総合支援法」「差別解消法」等に関する意見書・要望書を提出
《東日本大震災義援金・義援金付 T シャツ販売》
デンマークよりチャリティーコンサートによる義援金の寄付を受ける
全国より義援金 22,4734,216 円 義援金付き T シャツ 2115 枚
- 3 月 支部長会 (東京)
- 3 月 民主党 (賛同議員 103 人 参加議員 48 人)・厚生省・全施連 (43 人) 意見交換会の上「知的障害者が安心して暮らせる入所施設の新設を求めて」の要望書と「全施連提言」を提出
- 3 月 自民党特別委員会にて障害者差別解消法に対する要望を表明
- 3 月 厚生労働大臣及び各政党に「知的障害者が安心して暮らせる入所施設の新設を求めて」の要望書と「全施連提言」を提出

平成 25 年度

- 4 月 自民党特別委員会にて障害者差別解消法の説明を受ける
- 6 月 社員総会 (大阪)
- 10 月 全国大会 北海道 (参加 26 都道府県 634 名)
(前夜祭 利用者によるファッションショーやコンサート)
・東日本大震災義援金終了 全国より義援金合計 224,734,216 円
義援金付き T シャツ 2115 枚
・「生活の場」「意思疎通支援のあり方」検討会
- 12 月 千葉袖ヶ浦施設での虐待事件への抗議文を厚生省はじめ関係機関に提出
- 2 月 理事会 (大阪)

平成 26 年度

- 6 月 社員総会
- 6 月 「配置医師の初診・再診料請求について」要望書を厚労省へ提出
- 10 月 全国大会 愛知 (参加 26 都道府県 634 名)
 - ・副理事長を 1 名追加
 - ・65 歳問題に取り組み、要望書を提出
 - ・日本障害者協議会の政策委員会に参加

平成 27 年度

- 6 月 社員総会 & 理事会 (大阪)
- 7 月 民主党横路議員に面談の上要望書提出
- 8 月 原口一博議員を会長に民主党障がい難病施策議員連盟設立
- 9 月 民主党障がい難病施策議員連盟・厚労省と意見交換の上要望書提出
- 10 月 全国大会 神奈川 (参加 25 都道府県 527 名)
- 10 月 山口県大藤園虐待事件の抗議声明を厚労省他関係機関に提出
- 11 月 全政党に「24 時間切れ目のない支援」を求める要望書提出
- 1 月 障害者権利条約第 1 回日本政府報告に関するパブリックコメント提出
- 2 月 虐待事件 (大阪) 抗議文を厚労省へ提出
- 3 月 理事会 (福岡)
- 3 月 H28 熊本地方地震義援金募集
 - ・PT 会議 II を 北海道・秋田・福岡で開催 (述べ 77 名参加)

平成 28 年度

- 4 月 民進党障がい難病施策議員連盟ヒアリングにて意見表明の上、要望書を提出
- 6 月 社員総会 & 理事会 (大阪)

一般社団法人 全国知的障害者施設家族会連合会

〒 650-0016 神戸市中央区橋通 3-4-1 神戸市立総合福祉センター 2F

電話 078(371)3930 FAX078(371)3931 mail : h-kazoku-net@alpha.ocn.ne.jp

<http://zenshiren.web.fc2.com/index.html>

平成 28 年度全国知的障害者施設家族会連合会 名簿

No.	都道府県	理事	〒	団体名 住所	電話	加入 施設数	会員数
					ファックス		
1	北海道	石川 誼	064-0806	北海道知的障がい児・者家族会連合会 北海道札幌市中央区南六条西 14-2-1 一般社団法人 福祉共生会内	011-512-8728 TEL と同じ	89	7,955
2	宮城	大野真知子	983-0836	宮城県知的障害者施設親の会連合会 仙台市宮城野区幸町 4-6-2 宮城県障害者福祉センター内	022-293-4005 022-293-4010	11	587
3	秋田	田川 忠男	018-3204	全国知的障害者施設家族会連合会秋田支部 秋田県山本郡藤里町矢坂字下一の坂 2-1 障害者支援施設 虹のいえ	0185-79-1234 0185-79-1271	6	692
4	栃木	渡辺 裕子	321-3221	栃木県知的障害児(者)施設保護者会連絡協議会 栃木県那須郡那須町大字豊原乙 1189 マ・メゾン光星	0287-77-1013 0287-77-0996	25	1,730
5	群馬	岩瀬 啓	371-0843	群馬県知的障害者施設保護者会連絡協議会 群馬県前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター 5F	027-288-0120 027-288-0121	24	2,860
7	千葉	奥澤 時宗	270-1342	千葉県知的障害者支援施設家族会連合会 千葉県印西市高花 4-1-1-203	0476-46-3495 TEL と同じ	48	3,203
8	東京	斉藤 隆夫	135-0016	東京都知的障害者施設家族会等連合会 東京都江東区東陽 4-4-13-208 NIC アーバンハイム東陽町	03-5683-8352 TEL と同じ	1	650
9	神奈川	岩本 邦雄	235-0021	神奈川県知的障害者施設保護者会連合会 横浜市磯子区岡村 3-15-14 岩本様方	045-751-1010 TEL と同じ	32	2,921
11	愛知	助川 道教	458-0812	愛知県知的障害者施設家族会連合会 愛知県名古屋市長区神の倉 1-167	080-5130-4061 052-876-1619	18	1,131
12	岐阜	杉浦 克彦	500-8256	岐阜県知的障害者施設家族会連合会 岐阜県岐阜市八坂町 50 番地 社会福祉法人同朋会	058-272-2870 TEL と同じ	3	405
14	兵庫	由岐 透	650-0016	ひょうごかぞくねっと 神戸市中央区橋通 3-4-1 神戸市立総合福祉センター内	078-371-3930 078-371-3931	80	5,102
15	和歌山	堀内 正次	640-0112	和歌山県障害児者施設家族会連合会 和歌山県和歌山市西庄 1107-1 綜成園内	073-452-0294 073-452-2013	7	393
16	島根	山根 良雄	690-0011	島根県知的障害者施設保護者会連合会 松江市東津田町 174-1-3 いきいきプラザ島根内	0852-32-5976 0852-32-5982	23	1,623
17	山口	橋本 晃	753-0072	山口県知的障害者施設家族会連合会 山口市大手町 9-6 山口県社会福祉会館内	083-925-2424 083-925-2212	21	500
18	愛媛	永井 裕二	791-1121	愛媛県知的障害者施設家族会連合会 愛媛県松山市中野町甲 640 はばたき園内	0897-53-1112 0897-53-1113	5	272
19	高知	山本 純史	781-0321	高知県知的障害者施設家族会連合会 高知市春野町秋山 2801-15 あじさい園内	088-894-2828 088-894-5555	6	250
20	福岡	八木トミエ	812-0854	福岡県知的障害者施設保護者会連合会 福岡市博多区東月隈 3-1-4-106 八木様方	092-503-0579 TEL と同じ	28	1,659
21	佐賀	西田 修	840-0851	佐賀県知的障害者施設保護者会連合会 佐賀県佐賀市天祐 1-9-12 鶴典之様方	0952-24-2545 TEL と同じ	5	400
22	長崎	廣川 英雄	851-0131	長崎県知的障害者施設家族会連合会 長崎市松原町 728-2 サントピア学園内	095-839-2400 095-837-1500	5	306
23	熊本	渡辺 民雄	862-0909	熊本県知的障害者施設家族会連合会 熊本県熊本市東区湖東 2-7-9 吉見様方	096-360-0630 TEL と同じ	11	600
24	大分	上藺 哲郎	870-0816	大分県知的障害者施設家族会連合会 大分県大分市田室町 9-80 アーバン田室 411 岡本保博様方	097-543-2518 TEL と同じ	14	880
25	宮崎	国元 正紘	880-0041	宮崎県知的障害者施設保護者会連絡協議会 宮崎県都城市栄町 4890	0986-21-3425 TEL と同じ	10	529
26	鹿児島	兼廣 倫生	892-0847	鹿児島県知的障害者施設家族会連合会 鹿児島県鹿児島市西千石町 13-11-810 岡元様方	099-226-5570 011-512-8728	62	3,273
合計						534	37,921

社会福祉法人 愛光会

本会は、「HOP、STEP、JUMP」と段階的に成長して行けるよう、障害者支援施設、多機能型施設(就労移行支援、就労継続支援B型)、就労継続支援A型事業所とグループホームで、障害者一人ひとりの特性に合った作業(仕事内容)を準備、その能力に応じて工賃を支給し、「働く喜び」を実感していただきます。一方、月に一度の行事、年一度の泊旅行、クラブ活動やサークル活動を通じ、適度な運動や気分をリフレッシュさせることでめりめりのある生活を送っていただき、できるだけ普通の生活に近づけるよう取り組んでおります。また、社会就労の能力のある方や地域で自立した生活を目指す方は、一般就労に向けた作業訓練を通じて社会で必要なスキルを習得していただきます。利用者総勢180名、みんな頑張っています！
詳細はホームページをご覧ください！

生活介護・就労継続B型・施設入所支援 **清浄学園**



サークル活動(水泳)



カラオケルーム



元気いっぱい運動会

就労継続B型・就労移行支援 **セルプ清浄**



部品加工 自動車部品加工 **ホープ**



トヨタ・日産系の自動車部品加工風景

農業 **山本水耕栽培園**



出荷前のほうれん草

製菓 手造り菓子工房 **さくら**



清潔な作業場

HOP

Step

Jump

就労継続A型 **シヅキ福祉工場**



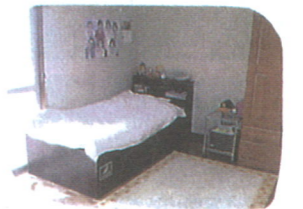
整理されて働きやすい工場内部

就労継続A型 **さくらんぼ**

手造り菓子・パン・軽食喫茶



清浄学園グループホーム(居住支援)(入居定員90名)



いろいろ
やって
います！



スノーズレンの取組を始めました！！
スノーズレンとは、障がいを持つ方が光や音、感触、香りなどを体験できる部屋を作り、それらの感覚を楽しんだり、その心地良い雰囲気から介護者、利用者共にリラックスして過ごしてもらう事を目的に行うオランダが起源となる取組です。

ボーリングは大変盛んで、その実力も素晴らしい、ときめきスポーツ大会では、多数のメダリストを生み出しており、また障がい者全国大会へは福岡県代表として10年連続出場で、優勝、準優勝、3位を含む上位入賞を果たしています。

生活介護・就労継続B型・施設入所支援 **清浄学園**

〒820-0201 福岡県嘉麻市湊生1062-7 TEL.0948-42-4350
FAX0948-42-1023
<http://www.aikoukai-seijyo.com/>
e-mail:seijyo77@eagle.ocn.ne.jp

就労継続B型・就労移行支援 **セルプ清浄**

〒820-0207 福岡県嘉麻市口春682-10 TEL.0948-43-0239
FAX0948-43-0239

就労継続A型 **シヅキ福祉工場**

〒820-0207 福岡県嘉麻市口春682-9 TEL.0948-43-0010
FAX0948-43-0096

就労継続A型 **さくらんぼ**

〒820-0206 福岡県嘉麻市鴨生中ノ坪508-1 TEL.0948-42-3636
FAX0948-42-3686

清浄学園グループホーム

〒820-0201 福岡県嘉麻市湊生1061-5 TEL.0948-43-1011
FAX0948-43-1051

社会福祉法人

周防学園

障害者支援施設

第一周防学園

施設入所 定員 150 名・生活介護 定員 126 名
就労継続 B 型 定員 15 名・短期入所 (随時受入)

多機能型事業所

第二周防学園

就労移行 定員 10 名・自立訓練 定員 10 名

障がい福祉相談支援事業所

地域生活支援センター すおう

豊前市大字塔田 589-1 TEL 0979-64-6105 FAX 0979-82-1338
受付時間 9:00~16:00 携帯 080-2714-5583 E-mail suou-soudan1951@silk.ocn.ne.jp

グループホーム

ラポール

4ヶ所 定員 20名
【ラポール・ラポールII・のぞみ・せせらぎ】

E.mail/suougakuen@suougakuen.or.jp
URL:http://www.suougakuen.or.jp

豊前市大字川内3739-16
TEL 0979-82-4619 FAX 0979-82-3525

障害を持たれた方の地域生活や、就労に関する事など何でも気軽にご相談ください。

介護老人保健施設

ほうらい山荘

入所(ショートステイ含む) 定員 100人

通所リハビリテーション(デイケア) 定員 80人

訪問リハビリテーション

福岡県豊前市大字四郎丸1690の3
TEL 0979-83-1155
FAX 0979-82-9282

URL:http://www.houraisansou.com

連絡先

●ケアプランサービス ほうらい TEL 0979-84-0260
●介護老人保健施設 ほうらい山荘 TEL 0979-83-1155

関連事業

グループホーム ほうらい TEL 0979-83-1165
ヘルプステーション ほうらい TEL 0979-84-0250 豊前市大字今市135-1 (中部高校通り)
ケアプラン ほうらい TEL 0979-84-0260
デイサービス ほうらい今市 TEL 0979-84-1010 豊前市大字今市122-2
デイサービス ほうらい山田 TEL 0979-83-3711 豊前市大字大村6-1
有料老人ホーム ほうらい鳥越 TEL 0979-83-3713 豊前市大字鳥越782-2



社会福祉法人
上横山保育会

□障害者支援施設

蓮の実園

施設入所、短期入所、生活介護
共同生活援助事業所 グループホーム ほたる
特定相談支援事業所 ゆるっと

〒834-1101 福岡県八女市上陽町上横山 1233 番地
☎ 0943-54-3123 Fax 0943-54-3125

□障害者支援施設

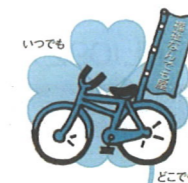
蓮の実団地

施設入所、短期入所、就労移行、就労継続 B 型、生活介護
共同生活援助事業所 グループホーム 計 7 か所
福岡県障害児等療育支援事業所 よろず屋
特定相談支援事業所 蓮の実団地 よろず屋

〒834-1101 福岡県八女市上陽町上横山 4001 番地
☎ 0943-54-2233 Fax 0943-54-2232

□障害者就業・生活支援センター **デュナミス**

〒834-0055 福岡県八女市鶴池 269 番地 1 102 号室
☎ 0943-58-0113 Fax 0943-58-0173



つなごう社員の手・オール富士産業で
被災地(者)に寄り添い、共に歩んでいこう

私たちは、身内のつもりになって、より良い食事提供に努めています

富士

医療・介護・福祉食事サービスのパイオニア

富士産業株式会社

九州事業部

〒812-0013
福岡県博多区博多駅東 3-1-1
NORITZ ビル福岡 3F

Tel 092-474-7105 Fax 092-471-7515

http://www.fuji-i.com/



社会福祉法人 福岡愛育福祉会

障がい福祉サービス事業所

玄海第一育生園

障がい者支援施設

玄海学園

共同生活援助事業所

井田原ホーム

理事長 大島 積

〒819-1323 糸島市志摩小金丸2401番地56

TEL(092) 327-1970 FAX (092) 327-2924 (玄海第一育生園)

TEL(092) 327-4112 FAX (092) 327-4113 (玄海学園)【法人本部】

<http://www.fukuai.or.jp/>

～地域のみなさまに
愛されつづけ20年～
まごころこめて
つくっています…。

良質素材
手作りかりんとう
& Itoshima Rusk



社会福祉法人

東田川福祉会

〒826-0042

福岡県田川市川宮1524-9

(第二田川学園内)

電話 0947-42-9790

メールアドレス tagaku-2@soleil.ocn.ne.jp

ホームページアドレス <http://tagaku2.web.fc2.com/>



障害福祉サービス事業所
(多機能型)

田川学園

・就労継続支援 B 型(定員 30 名)通所型

・就労移行支援(定員 6 名)通所型

・日中一時支援

〒825-0004

福岡県田川市夏吉194-286

電話. 0947-45-7332

障害者支援施設

第二田川学園

・施設入所支援([夜間]定員 50 名)

・生活介護([日中]定員 58 名)

・短期入所(定員 6 名)

・日中一時支援

〒826-0042

福岡県田川市川宮1524-9

電話. 0947-42-9790

障害福祉サービス事業所

碓井学園

(うすいがくえん)

・就労継続支援 B 型(定員 20 名)通所型

〒820-0503

福岡県嘉麻市光代293-3

電話・FAX. 0948-62-5560

障害福祉サービス事業所
(グループホーム)

ほんわか荘

・共同生活援助(定員 10 名)

〒825-0004

福岡県田川市夏吉194-379

(田川学園の右隣です。)

電話・FAX. 0947-45-1068

指定特定相談支援事業所

アイオーン

〒826-0042

福岡県田川市川宮1524-9

(第二田川学園の敷地内です。)

電話. 0947-23-0333

夢と希望 私たちが応援します!

社会福祉法人さつき会 (福岡県宗像市) 理事長 上田 敏明

《 事業内容 》

●入所支援事業所...
玄海はまゆう学園

●障がい者就業・生活支援センターはまゆう

●就労支援事業所...

はまゆうワークセンター宗像
はまゆうワークセンター大野城
はまゆうワークセンター自由が丘

●相談支援事業所...

相談支援センターはまゆう
障がい児者地域生活支援センターはまゆう

●グループホーム...三棟 (フローラ・シーサイドはまゆう・パルテールはまゆう)

●障がい児通所支援事業所...げんきっこくらぶ ほっぷ

玄海はまゆう学園保護者会 保護者会会長 中村 政美

事業... サポートママ

私達の保護者会のテーマは皆



事業内容...利用者の入院・通院の付き添いやサポート

保護者の困りごと支援

成年後見人事業などのサポート

生活サポート補償保険の申請・受給に関するサポート

えがお



初めまして。

筑陽会です。



社会福祉法人

筑陽会

あなたの
これから
未来設計図
お手伝いします。

法人本部

障害者支援施設 赤坂園

Tel 0942-52-7156

Fax 0942-52-7126

〒834-0122

福岡県八女郡広川町一 357

ホームページ → www.akasakaen.jp

法人事業所

障害者支援施設 / 赤坂園

障害者支援施設 / 第二赤坂園

福岡県発達障害者支援センター / あおぞら

放課後等デイサービス / はるるん

児童発達支援事業 / ぱっそ

放課後等デイサービス / ぱっそ (発達障害児対象)

共同生活援助 (グループホーム) / 8ヶ所

特別養護老人ホーム / ゆめ広川

食をテーマに医療・福祉施設での
アメニティサービスをサポートします



「食」は「いのち」を支える源であり、一日たりとも欠かすことが出来ない生活の基本です。

日清医療食品では、「安全」そして「おいしい」食事サービスを提供するために、商品選定から調理を行う事業所にいたるまで、体制を整えております。

ヘルスケアフードの明日を考える
日清医療食品株式会社 福岡支店
<http://www.nifs.co.jp/>

〒812-0038 福岡県福岡市博多区祇園町2-1 シティ17ビル8階 TEL 092-282-0555 FAX 092-282-5600

200 名様のお宴会承ります

あまやまがふれ 大橋別館

福岡市南区大橋 1-7-15

グリーンリッチホテル 2階

092-554-1910



辛子めんたい風味 めんべい

おいしさ際立つ
博多みやげ!!



※写真はイメージです。

いか・たこ・明太子をふんだんに使用したピリ辛せんべい。
噛むほどに素材の味がにじみでて、やみつきの美味しさです。



【プレーン】
2枚×8袋 480円(税込)
2枚×16袋 1,000円(税込)



※写真は480円(税込)の商品です。



博多限定【ねぎ】



【マヨネーズ】



【辛口】



【玉ねぎ】



【かつお】

2枚×8袋
540円(税込)

2枚×16袋
1,080円(税込)

※【辛口】は540円(税込)の商品のみです。

創業 明治42年(1909年)

株式会社 **山口油屋福太郎**

〒815-8550 福岡市南区五十川1-1-1

TEL 092-482-0001

FAX 092-476-1717

ホームページ <http://www.fukutaro-shop.com/>



社会福祉法人 千代丸福祉会



障害者支援施設 **千代の里**

施設長 柳 博美

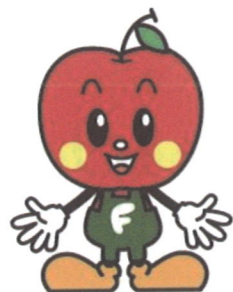


〒838-0066 福岡県朝倉市千代丸466

TEL (0946)23-2992 FAX (0946)22-2885

E-mail: info@chiynosato.or.jp HP: <http://www.chiynosato.or.jp>

すべての人が笑顔で暮らせる地域と社会の実現をめざして



くらしを笑顔に



A棟

基本理念

「堅実な法人経営による良質な福祉サービスと社会貢献」に努め、障害のある方が社会で不当な地位に置かれられないように環境の調整を行うとともに、健全な社会生活、地域生活が可能になるように支援します。



B棟

基本方針

- (1) 利用者の権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安全なサービス提供に努めます。(人権の尊重)
- (2) 利用者の尊厳や個性に配慮したサービス提供を実現するために、専門知識の習得や、支援技術の向上に努めます。(サービスの質の向上)
- (3) 地域福祉に積極的に関わり、行政及び多様な事業主体又は地域資源と連携し、地域福祉の向上に努めるとともに、地域に開かれた法人づくりを行う。(地域との共生)
- (4) 関係法令及び内部諸規定はもとより、社会的ルールを順守し地域社会に信頼される経営に努めます。(法令順守)

- (5) 利用者、地域社会とのコミュニケーションを図るとともに、事業運営の透明性を確保するために、積極的な情報開示に努めます。(説明責任)

- (6) 健全な経営の継続を図るために人材育成に努めるとともに、職員は福祉の専門職として常に自己研鑽、相互の信頼と健康的で明るい職場環境を築くことに努めます。(人材育成と自己研鑽)



C棟

社会福祉法人ひびき学園 **ひびき学園**
障害者支援施設

福岡県北九州市若松区大字小竹1862 TEL (代表) 093(771)5149
(B棟) 093(771)2440 (C棟) 093(771)2490

総合福祉の殿堂

幼児から高齢者まで幅広くご利用いただけます。介護保険施設のケアプランサービス、ショートステイ等のご相談はお気軽にどうぞ。

特別養護老人ホーム

- ふるさとホーム TEL 72-7624
柳川市東蒲池564 FAX 74-5464
- 第二おやさと TEL 75-1888
在宅介護支援センター TEL 75-1666
柳川市東蒲池225 FAX 75-1889
- よのもと TEL 75-6777
柳川市東蒲池521-1 FAX 75-6778

軽費老人ホーム

- ケアハウスおやさと TEL 74-3111
柳川市東蒲池225 FAX 74-3141

通所介護事業

- チンナー桃源郷 TEL 74-2888
デイサービス
居宅支援事業
訪問介護事業
配食サービス
柳川市矢加部249 FAX 74-5588
- チンナー第二桃源郷 TEL 72-7624
デイサービス
柳川市矢加部260 FAX 74-5464
- チンナー甘露郷 TEL 72-7624
デイサービス
小規模多機能施設
柳川市西蒲池234-4 FAX 74-5464

児童施設

保育所

- 蒲池保育園 TEL 73-3190
柳川市金納419-1 FAX 74-6350
- 柳川保育園 TEL 72-8923
柳川市宮永町20 FAX 72-8943

児童養護施設

- 白梅学園 TEL 73-3464
三歳寮（地域小規模施設） TEL 74-1170
柳川市金納429 FAX 73-1309

障害児入所施設

- 第二白梅学園 TEL 72-0012
柳川市矢加部539 FAX 72-0113

成人施設

障害者支援施設

- 第三白梅学園 TEL 72-0012
桃太郎パン工房（自立訓練棟）
第三・第五和楽（グループホーム）
柳川市矢加部539 FAX 72-0113
- 養徳苑 TEL 73-3043
第二和楽（グループホーム）
柳川市東蒲池265 FAX 74-2511
- 健康荘 TEL 74-1766
相談支援事業
和楽（グループホーム）
柳川市金納301-5 FAX 74-1067

社会福祉法人 學正会

<http://www.gakuseikai.or.jp>

法人事務局 〒832-0007 柳川市金納425

TEL(0944)74-3075・75-6660 FAX75-6661

E-mail kamati@gakuseikai-web.com

社会福祉法人わたつみ会
障がい者支援施設 わたつみの里
わたつみの里 保護者会



障がい者支援施設 わたつみの里
〒811-0323 福岡市東区志賀島1724-1
TEL 092-603-0801 FAX 092-603-0803 Email watatumi@tuba.ocn.ne.jp

社会福祉法人 あけぼの会

社会福祉法人あけぼの会は、知的障害児の入所施設である「あけぼの学園」を開園してから約50年にわたり設立の志を継承し、社会の変遷とともに多様化する福祉ニーズと真摯に向かい合い、施設利用者やそのご家族の笑顔あふれる生活をサポートしてきました。現在では6施設を運営し、職員が一丸となってより質の高い福祉サービスを提供するとともに、地域福祉の信頼ある担い手として法人経営を目指しています。



社会福祉法人あけぼの会
〒836-0096 福岡県大牟田市萩尾町1-389
TEL: 0944-53-4156 (代表) FAX: 0944-53-4156 (代表)
MAIL: info@akebonokai.jp URL: http://akebonokai.jp



SMILE OKAGAKI (福)岡垣睦福祉会 特別養護老人ホーム スマイル・岡垣

遠賀郡岡垣町に2016年9月1日(木)
ユニット型特別養護老人ホームOPEN!

高齢者の方々が安心して生活できるよう、きめ細やかなサービスに努め、ご入居者をはじめとする高齢者とそのご家族をサポートします。幸せで安全に暮らせる『住まい』をめざし、自宅に在るような時間の流れのなかで、楽しい生活を過ごせるよう完全個室となっています。

入所定員

特別養護老人ホーム
スマイル・岡垣 80名(全個室)
(介護予防)通所介護
デイサービスゆうまの里 29名

お食事

管理栄養士が献立を作成し、一般職から刻み、ペースト食まで、入居者の方に合わせた食事形態でご提供いたします。また、糖尿病など療養食にも対応します。

機能訓練

身体状況、障害程度に応じ専門員が個別サービス計画に沿ったリハビリを行います。

入所要件

身体又は精神上著しい障害があり、介護保険制度で介護の必要がある「要介護3~5」の判定の方が対象となります。「要介護1~2」の方は国の定める特定要件があります。

入浴

入浴はご入居者それぞれのご要望、また個々の身体状況に合わせる事が出来るよう三形態の浴槽を設置しています。

ケアプラン

施設の介護支援専門員が看護師・栄養士・介護士・生活相談員と施設でのご利用者様への援助内容を検討し、施設生活を楽しく暮らしていただけるよう施設サービス計画を作成いたします。

入居者・スタッフ大募集中!

※未経験者も歓迎します!

特別養護老人ホーム スマイル・岡垣

住所: 福岡県遠賀郡岡垣町大字内浦字前婦155-2
TEL: 093-281-2525/FAX 093-281-2526

(介護予防)通所介護 デイサービス ゆうまの里

住所: 福岡県遠賀郡岡垣町大字内浦字前婦153
TEL: 093-281-2525/FAX 093-281-2526

指定障がい者施設 こすもす園

生活介護: 60名 施設入所: 50名
短期入所: 4名

共同生活援助事業所 おはな

入居定員: 6名
短期入所: 1名

就労継続支援B型 での

利用定員: 20名

相談支援事業所 カワセミ

相談支援事業実施
サービス等利用計画書の作成

社会福祉法人 岡垣睦福祉会
指定障がい者支援施設
こすもす園

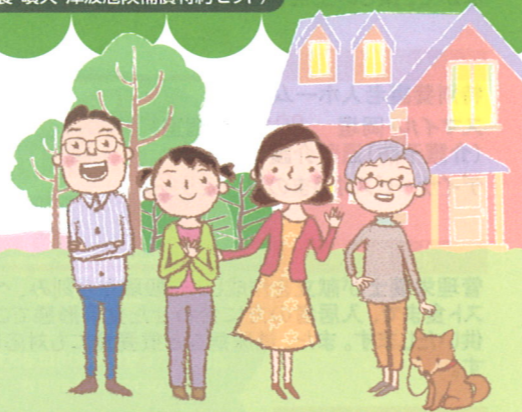
〒811-4204
福岡県遠賀郡岡垣町大字手野401番地の1
TEL: 093-281-4088/FAX: 093-281-4066
E-mail: some7cn9@basil.ocn.ne.jp

生活サポート総合補償制度

AIUの普通傷害保険(知的障害者等福祉団体傷害保険特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット)

保護者の皆さまへ

一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会
当協会は、助け合うという互助の精神を柱に、知的障害児者・自閉症児者の皆さまをかけがえのない存在として捉え、より豊かな生活が送れるよう支援しています。
まだ会員になられていない皆さまにはこの機会にご入会をご検討いただければ幸いです。
そして既に会員の皆さまには生活サポート総合補償制度の2016年制度改定をお知らせしますので内容のご確認、ご検討いただければ幸いです。



経緯 知的障害児者および自閉症児者の多くは、てんかん発作や、精神的な不安定を抑制するため服薬をしている等の理由で、一般の生命保険には容易に加入することができません。一方、病気やケガで入院をすると、差額ベッド代や付き添いの問題などで、保護者は大きな負担を余儀なくされます。そんな不安を解消すべく、全国の都道府県の福祉協会や育成会などを中心に「入院時の付き添い等の給付を主とした互助会」が設立されていました。しかし、2006年4月に保険業法の改正が行なわれ、この共済事業を存続することができなくなり、2006年11月「全国知的障害児者生活サポート協会」を立ち上げ、知的障害児者および自閉症児者を対象とした「生活サポート総合補償制度」をAIU損害保険株式会社とともに開発しました。そして2007年4月1日より「生活サポート総合補償制度」の補償を会員の皆さまに提供を開始し、現在、約10万人の会員の皆さまがこの制度を利用されています。

生活サポート総合補償制度の特徴

当協会にご加入頂きますと知的障害児者・自閉症児者が抱える様々なリスクを補償するために開発された「生活サポート総合補償制度」をご利用いただけます。
その特徴は
①年令にかかわらず、知的障害児者・自閉症児者の方であればどなたでもご加入いただけます。
②入院給付金は既往症の病気、てんかんを補償します。

2016年 制度改定の主な点

(補償プラン⑥ 掛金 23,000円の場合)
①病気・ケガの入院給付金が1泊2日以上入院からの補償になりました。
②高額賠償事故に備え、個人賠償を最高3億まで補償します。
③ケガの入院補償5,000円、通院補償3,000円になりました。
④年間23,000円(1日約63円)で充実した補償を得ることが可能です。

■事務局
(加入依頼書等送付先)

とびうめ知的障害児者生活サポート協会
〒871-0926 福岡県築上郡上毛町大字原井84-1
月の輪学園内
TEL:0979-72-1466 FAX:0979-72-1467
受付時間:午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

■担当代理店
ジェイアイシー九州
〒810-0001 福岡市中央区天神4-6-7 天神クリスタルビル14階
TEL:092-791-7561
FAX:092-791-7562
受付時間:午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

■引受保険会社
AIU損害保険株式会社 福岡支店
〒810-0001 福岡市中央区天神4-3-30 天神ビル新館7F
TEL:092-718-7000 http://www.aiu.co.jp
受付時間:午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

このご案内は保険の概要をご説明したものです。詳細は取扱代理店にお問い合わせいただくか、専用のパンフレットをご参照ください。また、ご契約に際しましては、事前に重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずお読みください。引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。(D-002058 2017-07)

生活サポート総合補償制度

AIUの普通傷害保険(知的障害者等福祉団体傷害保険特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット)

生活サポート総合補償制度の特長

当協会にご加入いただけますと知的障害児者・自閉症児者が抱える様々なリスクを補償するために開発された「生活サポート総合補償制度」をご利用いただけます。
その特長は
①年令にかかわらず、知的障害児者・自閉症児者の方であればどなたでもご加入いただけます。
②入院給付金は既往症の病気、てんかんを補償します。

2016年 制度改定の主な点

(補償プラン⑥ 掛金 23,000円の場合)
①病気・ケガの入院給付金が1泊2日以上入院からの補償になりました。
②高額賠償事故に備え、個人賠償を最高3億まで補償します。
③ケガの入院補償5,000円、通院補償3,000円になりました。
④年間23,000円(1日約63円)で充実した補償を得ることが可能です。

補償内容	補償項目	2016年 制度改定の主な点	
		1泊2日以上入院 入院2日目から 補償プラン⑥	3泊4日以上入院 入院4日目から 補償プラン④
病気やケガで入院した時の補償 入院給付金	①付添介護保険金 (傷害疾病付添介護保険金) 付添介護を受けた日1日につき	8,000円	8,000円
	②差額ベッド費用 (傷害疾病入院時差額費用保険金) 差額ベッド代が生じた日1日につき	3,000円	3,000円
	③入院諸費用 (傷害疾病入院諸費用保険金) 入院1日につき	1,000円	1,000円
	④入院一時金(傷害疾病入院一時金) 1入院につき	6,000円	5,000円
他人に損害を与えた時の補償 個人賠償責任保険金 ※1	⑤個人賠償責任補償 1事故あたり支払限度額	3億円	1億円
傷害(ケガ)をしたときの補償 死亡・後遺障害・入院・ 通院・手術/各保険金	⑥死亡保険金	100,000円	100,000円
	⑦後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて	4,000~100,000円	4,000~100,000円
	⑧入院保険金 入院1日につき(180日限度)	5,000円	3,000円
	⑨通院保険金 通院1日につき(90日限度)	3,000円	2,000円
病気で死亡したときの補償 被保険者が補償期間中に病気により死亡し、補償期間中または補償期間の終了日から60日以内に葬儀が行われた場合に、親族の方が実際に負担した葬祭費用が補償の対象となります。	⑩手術保険金 1事故につき1回 事故の日からその日を含め180日以内に受けた所定の手術で1事故につき1回の手術に限ります。	50,000円、25,000円 (入院中) (入院中以外)	30,000円、15,000円 (入院中) (入院中以外)
	⑪葬祭費用保険金 (疾病葬祭費用保険金) 支払限度額	100,000円	100,000円
地震などによる傷害(ケガ)の補償 被保険者が、地震、噴火またはこれらによる津波によりケガを被った場合、⑥死亡保険金、⑦後遺障害保険金、⑧入院保険金、⑨通院保険金、⑩手術保険金が補償の対象となります。	⑫地震・噴火・津波補償	補償されます	補償されます
掛金(1年間)		23,000円 (保険料19,810円)	17,000円 (保険料14,810円)

※1 施設職員が業務中に施設利用者から被害を受けた場合は、通常政府労災保険の適用となります。
●掛金には会費(制度運営費)が含まれています。
●個人賠償責任補償がすでにご加入の別の保険にセットされている場合には補償が重複することがあります。ご契約前に補償内容を十分ご確認ください。

このご案内は保険の概要をご説明したものです。詳細は取扱代理店にお問い合わせいただくか、専用のパンフレットをご参照ください。また、ご契約に際しましては、事前に重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずお読みください。引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

保険のお問合せはこちら

■担当代理店
株式会社 ジェイアイシー
〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-2-11
新宿三井ビル2号館2F
TEL:03-5321-3373 FAX:03-5321-4774
受付時間:午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始を除く)


■引受保険会社
AIU損害保険株式会社 東京第二支店
〒163-0814 東京都新宿区西新宿2-4-1
新宿NSビル14階
TEL:03-6894-9110 http://www.aiu.co.jp
受付時間:午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始を除く)

ご加入のお問合せはこちら

一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会
連絡先はTEL又はホームページにてご確認ください。
TEL:03-5577-6351 http://www.zensapo.jp
加入窓口は全国の知的障害児者生活サポート協会傘下の各都道府県団体の事務局となります。

誠実・正確・スピードをモットーに高品質の物流サービスを目指します



 高倉運輸株式会社
国際複合一貫輸送

- ・本社 〒811-4331 福岡県遠賀郡遠賀町別府3400
Tel 093-293-8864 Fax 093-293-8848
ホームページ <http://www.takakuraunyu.co.jp>
- ・福岡営業所 〒812-0051 福岡市東区箱崎ふ頭4-34-1
Tel 092-643-1231 Fax 092-643-1232
- ・門司営業所 〒801-0804 北九州市門司区田野浦海岸7-3
Tel 093-331-6855 Fax 093-332-5256



自分の苦悩をまぬがれたものは、他人の苦悩
を軽くする責務を感じべきである。
私たちはこの世に存在している不幸の重荷を
皆で一緒に担わなければならない

(シュバイツァー)